

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)</p> <p>第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、別表3(様式)様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散(2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。)されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。</p> <p>2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。</p> <p>(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。</p> <p>(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)</p> <p>第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線(2の光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせ又は1の光局外スプリッタを含まないものと1の光局外スプリッタを含むものの組み合わせ)に限ります。以下この条において同じとします。)について、別表3(様式)様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散(2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。)されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。</p> <p>2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。</p> <p>(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(事前照会申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。</p> <p>(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) (略)</p>

料金表
第1表 接続料金
第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	_____
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	_____

料金表
第1表 接続料金
第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,745円	_____
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,604円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,604円	

附 則（平成 26 年 5 月 28 日西設相制第 10014 号）
この改正規定は、平成 26 年 5 月 28 日から実施します。